

# 国際布教支援積立金運用細目 28日

制定 2006年2月

(名称)

第 1 条  
この積立金の名称を、SOTO 禅インターナショナル国際布教支援積立金(以下、国際布教支援金)と呼ぶ。

(目的)

第 2 条  
この細目は、SOTO 禅インターナショナル(以下 S Z I )の会則にある目的と事業(育成支援、自然災害支援を含む)より円滑に推進するために拠出を行うことを目的とする。

(支援対象)

第 3 条  
国際布教支援金の対象は、曹洞宗の国際布教事業に対する内外の寺院、団体、個人とする。

(運営委員会)

第 4 条  
国際布教支援金の拠出に関する運営と選考にあたっては、S Z I 国際布教支援積立金運営委員会

(以下、運営委員会)において行う。

(委員会)

S Z I 会長

委員長 1名(S Z I 副会長から1名)

委員 若干名

幹事 S Z I 事務局長

2) 運営委員会は、S Z I 事務局内に置く。

3) 委員長は、S Z I 会長が副会長から1名を選任し、委員会を統括する。

4) 委員は、S Z I 役員会において選任し、会長が任命する。

5) 幹事は、S Z I 事務局長をもって充て、選考及び国際布教支援金の拠出に関する事務を掌理する。

6) 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(支援金の限度額)

第 5 条

国際布教支援金は、総額で年度毎に100万円を超えることができない。

(支援金の申請)

第 6 条

国際布教支援金の拠出を受けようとするものは、S Z I 会長に申請しなければならない。

2) 申請は、事業計画書(書式指定)をもって申請する。

- 3) S Z I 会長が申請を受けたときは、速やかに委員長をとおして運営委員会を開催しなければならない。
- 4) 申請の受理に当たっては、すでに前条に定める限度額を満たしている場合は、これをしない。

( 審査 )

第 7 条

国際布教支援金の交付ならびに第 9 条に定める報告書は、運営委員会を構成する委員がこれを審査する。

( 支援金の取消、停止、返還 )

第 8 条

虚偽の申告があったなどの場合、選考委員会がこれを審査の上、国際布教支援金の取消、停止、及び返還を求めることができる。

( 義務 )

第 9 条

国際布教支援金の交付を受けたものは、支援金交付の際に指定された期日までに報告書（書式自由）を提出しなければならない。

( 返還の義務 )

第 10 条

国際布教支援金の交付を受けたものは、第 9 条の義務を果たすことによって、返還はしなくても良いものとする。なお、選考委員会を構成する選考委員がこれを審査する。

( 会員への報告 )

第 11 条

国際布教支援金の交付があった場合、翌年度の総会において運営委員長により報告を行う。

( 委任 )

第 12 条

この規程の施行に関し、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は SOTO 禅インターナショナル会則第 16 条第 3 項に則り、2006 年 3 月 1 日から施行する。

---

申請用紙

申請用紙（事業計画書の添付用紙）は [ここをクリックしてダウンロード](#)してください。

申請先

〒 233-0012 横浜市港南区上永谷 5-1-3 貞昌院内 SOTO 禅インターナショナル事務局

---

## 交付実績

- 2006年度 2件(2名)
- 2007年度 3件(1名+2箇所)
- 2008年度 2件(1名+2箇所)
- 2009年度 2件(1名+2箇所)
- 2010年度 3件(1名+2箇所)
- 2011年度 1件(東日本大震災『曹洞宗義援金』として100万円)

### このページの変更履歴

- [modify] 2012/02/03 21:34:17 by uchiyama
- [modify] 2012/02/03 21:30:07 by uchiyama
- [modify] 2012/01/27 17:42:42 by kameno
- [modify] 2007/06/30 21:48:24 by kameno